

# 全面緊急事態における 住民防護措置に関する資料(ひな型) 【玄海地域版】

## <作成事例>

本資料は、全面緊急事態における防護措置を緊急時に円滑に判断・実施することができるよう、「玄海地域の緊急時対応」(改定 平成31年1月9日版)(以下、「緊急時対応」という)から関連箇所を抜粋した「ひな型」である。

### 【有事におけるひな型の使い方】

- ERC⇒OFC又は県本部への要請を受けて、「状況確認」及び「内容修正」を行う
  - ※OFCに指示があった場合は、確認ルート①による「状況確認」を行う
  - ※県本部に指示があった場合は、確認ルート②による「状況確認」を行う
  - ※状況確認を依頼した主体が、必要に応じて「内容修正」(調整も含む)を行う
- 赤字箇所は、追記や記載内容の選択等が必要

# 佐賀県

## 全面緊急事態における 住民防護措置に関する資料

2

### <構成>

大項目	中項目	該当頁
防護措置の概要	・PAZ内住民がとるべき措置 ・UPZ内住民がとるべき措置	P3～P5
対象者数	・PAZ内・UPZ内の対象者数	P6
避難の 実施計画 (PAZ住民)	・PAZ内住民の避難の実施計画 ・自家用車で避難できない住民の数及び各集合場 所への配車順路 ・移動手段の確保状況 ・安定ヨウ素剤の緊急配布 ・PAZ内住民がとるべき措置に関する留意事項	P7～P16
屋内退避の 実施計画 (UPZ住民)	・UPZ市町における屋内退避の実施計画 ・UPZ内住民がとるべき措置に関する留意事項	P17～P18
対象住民への周知	・対象住民への周知に当たっての考慮事項	P19

九州電力株式会社玄海原子力発電所のPAZにおける、全ての住民を対象に避難を実施(対象:2市町 6,518人※) ※人口(7,797人)から施設敷地緊急事態要避難者等(1,279人)を除いた人数

### <避難に際しての基本的考え方>

- 安全が確保された場合にのみ防護措置を実施。

#### げんかいちょう 【玄海町】

- PAZ内の住民及び自力で帰宅できない一時滞在者は、佐賀県小城市内の避難先施設(8施設)へ避難を実施。避難は原則自家用車とし、困難な場合はバスを使用。
- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所(集合場所)において緊急配布を実施。
- 社会福祉施設入所者、在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、引き続き放射線防護対策を講じた屋内退避施設(玄海園、ひぜん荘)において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。なお、避難をする際には、安定ヨウ素剤の服用指示に従い、計画に定められた社会福祉施設や福祉避難所へ避難を実施。避難にはバス及び福祉車両を使用。

#### 【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- OFC又は県本部は、P. 6以降の内容をもとに必要に応じて内容修正及び調整

【唐津市<sup>からつし</sup>】

- PAZ内の住民及び自力で帰宅できない一時滞在者は、佐賀県白石町内の避難先施設(7施設)、佐賀県江北町内の避難先(3施設)へ避難を実施。避難は原則自家用車とし、自家用車避難が困難な場合はバスを使用。
- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所(避難経路上の配布場所等)において緊急配布を実施。
- 社会福祉施設入所者、在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、引き続き放射線防護対策を講じた屋内退避施設(宝寿荘、ちんぜい荘、ひぜん荘、旧加部島小学校)において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。なお、避難をする際には、安定ヨウ素剤の服用指示に従い、計画に定められた社会福祉施設へ避難を実施。避難にはバス及び福祉車両を使用。

## 【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- OFC又は県本部は、P. 6以降の内容をもとに必要に応じて内容修正及び調整

- 九州電力株式会社玄海原子力発電所のUPZにおける玄海町・唐津市・伊万里市の住民は、屋内退避を実施(対象者数 176,237人)

### <防護措置の基本的考え方>

- 自宅での屋内退避を原則とするが、自宅にて屋内退避の実施が困難な場合は、安全な近隣の指定避難所等において、屋内退避を実施
- 自力で帰宅できない一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施

### 【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- OFC又は県本部は、P. 6以降の内容をもとに必要に応じて内容修正及び調整

全面緊急事態における避難対象者数

市町地区		PAZ	
		対象者数	
佐賀県	玄海町	2,958人	
	唐津市	3,560人	
合計		6,518人	

※避難準備中(屋内退避中)の施設敷地緊急事態要避難者を除く。

屋内退避対象者数

関係市町名		UPZ	
		対象者数	世帯数
佐賀県	玄海町	2,150人	685世帯
	唐津市	118,822人	49,035世帯
	伊万里市	55,265人	23,249世帯
合計		176,237人	72,969世帯

緊急時対応 P. 7から引用

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 3市町が確認する事項
  - ✓ 対象者数及び世帯数
    - 〈確認ルート①〉:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部 ⇄ 市町本部〉
    - 〈確認ルート②〉:県本部 ⇄ 市町本部〉
  
- OFC又は県本部は、確認結果をもとに合計値の修正

- 玄海町におけるPAZ内住民のうち自家用車で避難する住民は、自家用車により小城市内の避難先施設(8施設)へ避難を実施。バスにより避難する住民は、徒歩で各集合場所に集まり、佐賀県又は玄海町が配車した車両で、避難先へ避難を実施。
- 避難先へは**基本経路**／**基本経路(一部迂回:迂回先の詳細)**／**代替経路(経路の詳細)**により移動。
- 安定ヨウ素剤を携帯していない者に対しては、緊急配布場所(バス集合場所)において緊急配布を実施。



**【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】**

- 国が確認する事項
  - ✓ 町外の基本経路及び周辺の道路のうち、国管理道路に関する通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
  - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 九州地方整備局>
  - <確認ルート②:県本部 ⇄ 九州地方整備局>
- 県が確認する事項
  - ✓ 町外の基本経路及び周辺の道路のうち、県管理道路に関する通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
  - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部>
  - <確認ルート②:県本部により把握>
- 玄海町が確認する事項 ※安定ヨウ素剤についてはP. 10参照
  - ✓ バス集合場所及び避難先の使用可否、可の場合は開設準備状況
  - ✓ 町内の基本経路及び周辺の道路に関する通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
  - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部 ⇄ 市町本部>
  - <確認ルート②:県本部 ⇄ 市町本部>
- OFC又は県本部は、確認結果をもとに事前計画どおりの実行可否を判断。事前計画どおりの実行が困難な場合は計画変更を行い、佐賀県及び玄海町と協議のうえ決定

げんかいちよう  
玄海町における自家用車で避難できない住民の数  
及び各集合場所への配車順路

状況確認  
【玄海町】

状況確認後、内容修正  
【OFC or 県本部】

- げんかいちよう  
げんかいちよう
- ▶ 玄海町によるアンケート調査の結果、PAZ内の玄海町における自家用車で避難できない住民は381人。
  - ▶ 自家用車で避難できない住民は、徒歩で各集合場所に集まり、佐賀県又は玄海町が配車した車両で、避難先である小城市へ避難。



緊急時対応 P. 44から引用

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 玄海町が確認する事項 ※輸送手段についてはP. 9参照
    - ✓ 各集合場所の使用可否、可の場合は開設準備状況〔再掲〕
    - ✓ 各集合場所への配車順路に関する通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
- <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部 ⇄ 市町本部>  
<確認ルート②:県本部 ⇄ 市町本部>
- OFC又は県本部は、確認結果をもとに事前計画どおりの実行可否を判断。事前計画どおりの実行が困難な場合は計画変更を行い、佐賀県及び玄海町と協議のうえ決定

▶ 玄海町において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、430人分、バス13台※。

※バスは1台あたり46人の乗車を想定

▶ 確保台数については、以下の表のとおり。

車両配備場所		①必要車両数 (乗車人数)	②確保車両数	③不足車両数 (① ②)	手配状況
		バス	バス	バス	
玄海町	ルート1 (外津漁村環境 改善総合センター発)	大型5台 (188人)	台	台	
	ルート2 (値賀川内公民館発)	大型1台 (40人)	台	台	
	ルート3 (栄公民館発)	大型1台 (11人)	台	台	
	ルート4 (値賀第2コミュニティセン ター発)	大型1台 (37人)	台	台	
	ルート5 (浜野浦公民館発)	大型3台 (105人)	台	台	
	上記以外 (観光施設から避難する一 時滞在者)	大型2台 (49人)	台	台	
合計		大型13台 (430人)	台	台	

基礎情報は、緊急時対応 P. 42に記載あり

### 【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

#### ● 国が確認する事項

- ✓ 県内で移動手段が確保できない場合や、自然災害等により避難経路の途絶等の不測事態に備えた準備

→<確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ OFC実動対処班 ⇄ 実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)>

<確認ルート②:県本部 ⇄ 実動組織連絡員等 ⇄ 実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)>

#### ● 県が確認する事項

- ✓ 県が手配可能な移動手段、手配可能時間等

→<確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部 ⇄ バス協会等>

<確認ルート②:県本部 ⇄ バス協会等>

- OFC又は県本部は、確認結果をもとに不足車両数を算出。不足があった／見込まれる場合は、緊急時対応に基づき、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

